

○ 鈴鹿工業高等専門学校における規則等の基準に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第43号

最終改正令和7年10月1日

鈴鹿工業高等専門学校における規則等の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則等の種類、制定及び改廃（以下「制定等」という。）の手続き、形式等に関しては、他に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(種類)

第2条 規則等の種類は、学則、規則、準則、細則、内規、要項、要領及び申合せとする。

2 前項の規定にかかわらず、総務課と協議の上、必要に応じて前項に掲げる名称以外の名称を使用することができる。

(定義)

第3条 学則とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について定めるものをいう。

2 規則及び準則とは、法令又は学則の規定に基づき、本校の管理運営に関する重要事項について定めるものをいう。

3 細則とは、規則又は準則の規定に基づき、規則又は準則を実施するために必要な細目事項等について定めるものをいう。

4 内規とは、規則、準則又は細則の規定に基づき、規則、準則又は細則の実施に必要な事項等を定めるものをいう。

5 要項及び要領とは、学則、規則、準則、細則又は法令に定められていない事項について定めるものをいう。

6 申合せとは、規則等のうち、解釈及び簡易な実務的な取り決めについて定めるものをいう。

(規則等の名称)

第4条 規則等の名称には、「鈴鹿工業高等専門学校」を冠するものとする。

(制定権者)

第5条 学則、規則及び準則については、運営会議の議を経て校長が定める。

2 前項に掲げるもの以外の規則等については、関係する委員会等の議を経て校長又は関係する委員会等の長が定めることができる。

(軽微な改正)

第6条 前条の規定にかかわらず、組織の改編等に伴う規則等の軽微な改正が必要な場合は、運営会議又は関係する委員会等の議（以下「運営会議等」という。）を経ずに校長が行うことができる。

(規則等の記号及び番号)

第7条 学則及び規則には、その種類ごとに、当該種類の名称及び番号を付すものとする。

2 前項の番号は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる一連の番号とする。
(規則等の書式)

第8条 規則等の書式は、左横書きとし、別表に掲げる校内規則の書式によるものとする。
(制定等事務)

第9条 規則等の制定等の事務については、当該規則等を所掌する課が、それぞれ行うものとする。

2 規則等の制定等をする必要が生じたときは、所掌する課は、原案を作成するものとする。

3 前項の所掌する課は、当該原案を、運営会議等に諮る10日前までに、次の各号に掲げる書類を添付の上、総務課と協議するものとする。

(1) 制定等の理由書

(2) 規則等の制定等案(一部改正の場合は見え消し全文)

4 運営会議等の議を経て規則等の制定等が行われたときは、総務課が校内に周知するものとする。

5 関係する委員会等が第5条第2項による制定等を行ったときは、速やかに運営会議に報告するものとする。

6 規則等の原本は、総務課が保管及び管理を行うものとする。

(雑則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長がその都度定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日に定められた規則等は、それぞれこの規則の定めによる手続きにより制定されたものとみなす。この場合において、鈴鹿工業高等専門学校学生準則は、この規則第2条第2号に定める規則として取扱うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 学則、規則、準則及び細則の制定の場合の書式

<p>〇〇〇鈴鹿工業高等専門学校・・・・規則</p> <p>〇〇〇第1章〇総則</p> <p>〇（・・・・）</p> <p>第1条〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>〇（・・・・）</p> <p>第2条〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>2〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>〇・・・・・・・・</p> <p>〇(1)〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>〇〇・・・・・・・・</p> <p>〇（・・・・）</p> <p>第10条〇・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>〇</p> <p>〇〇〇附〇則</p> <p>〇この規則は、△△●●年●●月●●日から施行する。</p>

(注) 1 〇印は、1文字空けることを示す。

2 条文数の多い校内規則等においては、章、節等の区分を行う。

2 内規、要領、要項及び申合せの場合の書式

〇〇〇鈴鹿工業高等専門学校・・・・・・・・・・に関する申合せ

1 〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

2 〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・。

〇(1) 〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

7 〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

〇

〇〇〇附〇記

〇この申合せは、△△●●年●●月●●日から実施する。